

議案第45号

財産を減額して貸し付けること（鳥取市人権交流プラ ザ及び鳥取市中央人権福祉センター用地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市幸町151番	1,494.13平方メートル

2 相手方

鳥 取 市

3 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 貸付金額

鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センターの建物に係る使用料収入の2分の1に相当する額

5 理 由

同和問題の早期解決を図るため、当該土地を利用して人権啓発事業等を行う鳥取市に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。